

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                  |
|-------|-----------------------|
| 7     | 後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御代田町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の実態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

|      |    |
|------|----|
| 特記事項 | なし |
|------|----|

## 評価実施機関名

御代田町長

## 公表日

平成27年7月1日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務                                      |  |
|---|--|
| ①事務の名称  | 後期高齢者医療に関する事務  |
| ②事務の概要  | 後期高齢者医療保険料の賦課徴収、高額療養費等医療給付申請の受付及び申請情報入力  |
| ③システムの名称  | 収滞納整理システム、後期高齢者医療システム、統合宛名管理システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名  |  |
| 被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納情報ファイル、処分情報ファイル、折衝記録台帳ファイル、口座情報ファイル |  |
| 3. 個人番号の利用  |  |
| 法令上の根拠  | ・番号法第9条 別表第一 第59項 並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条           |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携                                  |  |
| ①実施の有無  | [ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt;<br/>1) 実施する<br/>2) 実施しない<br/>3) 未定</span> |
| ②法令上の根拠   | 番号法第19条第7号別表第二<br>(別表第二における情報提供の根拠)<br>83の項<br><br>(別表第二における情報照会の根拠)<br>82の項               |
| 5. 評価実施機関における担当部署   |  |
| ①部署   | 保健福祉課  |
| ②所属長  | 保健福祉課長 古畑 洋子   |
| 6. 他の評価実施機関   |  |
| なし  |  |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求                                    |  |
| 請求先   | 〒389-0292<br>御代田町総務課庶務係<br>住所:長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2<br>電話:0267-32-3111 FAX:0267-32-3929   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ                                  |  |
| 連絡先   | 〒389-0292<br>御代田町総務課庶務係<br>住所:長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2<br>電話:0267-32-3111 FAX:0267-32-3929   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |                   |  |
|--|-------------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年1月1日 時点      |  |
| 2. 取扱者数                                |                   |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ]        | <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 平成27年1月1日 時点      |  |
| 3. 重大事故                                |                   |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ]          | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

